

## 木更津市

令和5年4月1日～令和6年3月31日 個人情報保護制度の運用状況

1 自己情報開示請求の状況(ただし、請求の取り下げは除く。)

請 求	
24 件	19 人

2 自己情報開示実施機関別の請求状況 (単位:件)

実施機関	請求件数
市長	22
教育委員会	1
選挙管理委員会	0
公平委員会	0
監査委員	0
農業委員会	0
固定資産評価審査委員会	0
消防長	1
合 計	24

## 3 決定状況

(単位:件)

区 分	決 定 区 分			合 計
	開 示	部分開示	不開示	
請 求	4	16	3	23

※ 請求の内容により、請求の数と決定の数が異なることがあります。

## 4 不開示理由別内訳

(単位:件)

不 開 示 理 由	件 数	率(%)
開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	0	0.0
開示請求者以外の個人に関する情報	16	76.2
法人等に関する情報	2	9.5
公共の安全と秩序の維持に関する情報	0	0.0
審議・検討・協議に関する情報	0	0.0
事務事業執行過程における情報	0	0.0
存否を明らかにすることができない情報	0	0.0
保有個人情報として保有していない情報	3	14.3
法令等の規定により開示できない情報	0	0.0
主務大臣等の明示の指示により開示してはならない情報	0	0.0
合 計	21	100.0

※ 1件中に不開示理由(部分開示の不開示理由を含む。)が複数存在するものは、それぞれの欄に計上している。

## 木更津市

令和5年4月1日～令和6年3月31日 自己情報開示請求の内容と処理状況

番号	請求年月日	開示の請求に係る情報名(公文書の件名)又は内容	主管課	決定の内容	処理経過	備考
1	R5.5.2	私にかかる平成13年5月15日に申請した身体障害者手帳交付申請書に添付されている身体障害者診断書・意見書	福祉部 障がい福祉課	部分開示 (理由) 78条1項2号 78条1項3号	決定通知 R5.5.11 開示 R5.5.29	
2	R5.5.11	□□ △△様にかかわる認定調査票(概況調査、基本調査①②、特記事項)・主治医意見書①② 平成29年4月12日申請分(部分開示)	福祉部 介護保険課	部分開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R5.6.1 開示 R5.6.1	
3	R5.6.15	□□ ●●様にかかわる認定調査票及び主治医意見書	福祉部 介護保険課	部分開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R5.7.11 開示 R5.7.11	
4	R5.6.15	□□ ▲▲様にかかわる認定調査票及び主治医意見書	福祉部 介護保険課	不開示 (理由) 82条2項	決定通知 R5.7.11	
5	R5.7.18	□□ △△様に係る介護保険認定の要介護及び要支援決定結果通知書	福祉部 介護保険課	全部開示	決定通知 R5.8.7 開示 R5.8.7	
6	R5.7.18	令和○年○月○日に私が△△△△をした時に作成された木更津消防署が保管する行政文書	消防本部 消防総務課	全部開示	決定通知 R5.7.25 開示 R5.8.18	
7	R5.7.19	令和4年4月11日付□□ ○○様の施設での骨折事故報告書	福祉部 介護保険課	全部開示	決定通知 R5.9.13 開示 R5.9.13	補正 ～8/18 補正延長 ～ 9/29
8	R5.7.27	慰謝料等財産分との申立てをし□□□□で悩んで市の方に相談していた内容がわかる物が欲しい。(下記のとおり)私が相談した令和元年7月8日の婦人相談記録表及び相談した経過記録表	健康子ども部 子育て支援課	部分開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R5.8.9 開示 R5.8.10	
9	R5.8.10	令和4年12月9日付提出した精神障害者保健福祉手帳申請時に使用した診断書	福祉部 障がい福祉課	部分開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R5.8.24 開示 R5.10.16	
10	R5.8.15	□□ ▲▲様にかかわる認定調査票及び主治医意見書	福祉部 介護保険課	部分開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R5.9.5 開示 R5.9.5	
11	R5.9.5	木更津市○○○△-△-△△ □□ ●●に係る介護認定審査会資料一式(令和5年7月3日申請分)	福祉部 介護保険課	部分開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R5.9.12 開示 R5.9.12	
12	R5.9.5	○○ △△氏にかかる身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)	福祉部 障がい福祉課	部分開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R5.9.11 開示 R5.10.2	
13	R5.9.14	○○ △△様に係る ②戸籍証明書等の交付申請書 期間 令和元年2月24日～令和5年9月15日	市民部 市民課	部分開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R5.10.11 開示 R5.10.11	
14	R5.9.14	○○ △△様に係る ①木更津市証明書等交付申請書 ③住民票・諸証明等の交付申請書 ④住民票等の交付申請書 期間 令和元年2月24日～令和5年9月15日	市民部 市民課	不開示 (理由) 82条2項	決定通知 R5.10.11	

番号	請求年月日	開示の請求に係る情報名(公文書の件名)又は内容	主管課	決定の内容	処理経過	備考
15	R5.11.13	〇〇 △△に係る異食事故に関する報告書	福祉部 介護保険課	部分開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R5.11.27 開示 R5.11.27	
16	R5.11.29	木更津市〇〇△-△△-△△ □□ ▲ ▲に係る認定調査票及び主治医意見書 及び一次判定の結果	福祉部 介護保険課	部分開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R5.12.8 開示 R5.12.8	
17	R5.12.15	開示請求人にかかる令和5年3月20日交付の身体障害者手帳申請時に添付された身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)	福祉部 障がい福祉課	部分開示 (理由) 78条1項2号 78条1項3号	決定通知 R5.12.19 開示 R6.1.17	
18	R5.12.22	〇〇 △△氏にかかる身体障害者手帳申請時及び更新申請時に添付された身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)	福祉部 障がい福祉課	部分開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R5.12.27 開示 R6.1.17	
19	R6.1.18	木更津市〇〇-〇-〇 □□ △△にかかわる木更津市証明書等交付申請書 期間 令和5年5月1日～令和6年1月18日	市民部 市民課	部分開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R6.1.24 開示 R6.1.24	
20	R6.2.19 (R6.2.15付)	令和5年度の地番図SHAPEファイル 令和5年度の路線価図SHAPEファイル (過去10年以内にあるものもあれば)	財務部 資産税課	取下げ R6.2.28		
21	R6.2.19	私が相談した子育て支援課が保有する 令和5年7月6日から令和5年8月15日までの 婦人相談員記録票及び経過記録表	健康子ども部 子育て支援課	部分開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R6.3.19 開示 未定	
22	R6.2.29	木更津市〇〇〇〇〇-〇 □□ △△に係る 木更津市証明書等交付申請書 期間 令和5年6月1日～令和5年12月31日	市民部 市民課	全部開示	決定通知 R6.3.13 開示 R6.3.13	
23	R6.2.29	木更津市〇〇〇〇〇-〇 □□ △△に係る 印鑑登録証明書交付申請書 期間 令和5年6月1日～令和5年12月31日	市民部 市民課	不開示 82条2項	決定通知 R6.3.13 開示 R6.3.13	
24	R6.3.5 (R6.3.4付)	令和□年□月□日に木更津市立△△ △小学校において▲▲▲▲▲に発生した 〇〇 〇〇(当時△△△小学校第◆学 年)に発生した事故(いじめ事案)に関して △△△小学校が保有する報告書とそ の他の〇〇 〇〇について記載されてい る関係文書一切	教育部 学校教育課	未定		
25	R6.3.13	木更津市〇〇〇△△ □□ ▲に係る主 治医意見書及び認定調査票	福祉部 介護保険課	部分開示 (理由) 78条1項2号	決定通知 R5.3.25 開示 R5.3.25	

(参考)

78条1項2号:開示請求者以外の個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。  
イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

78条1項3号:法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

82条2項:行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。